

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年11月24日

【四半期会計期間】 第173期第2四半期(自 2022年7月1日 至 2022年9月30日)

【会社名】 株式会社 島根銀行

【英訳名】 THE SHIMANE BANK,LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 鈴木 良夫

【本店の所在の場所】 島根県松江市朝日町484番地19

【電話番号】 (0852)24 - 1234(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 長岡 一彦

【最寄りの連絡場所】 島根県松江市朝日町484番地19

【電話番号】 (0852)24 - 1234(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 長岡 一彦

【縦覧に供する場所】 株式会社島根銀行 鳥取支店  
(鳥取県鳥取市興南町1番2)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

## 1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

## (1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2020年度 中間連結 会計期間	2021年度 中間連結 会計期間	2022年度 中間連結 会計期間	2020年度	2021年度
		(自 2020年 4月1日 至 2020年 9月30日)	(自 2021年 4月1日 至 2021年 9月30日)	(自 2022年 4月1日 至 2022年 9月30日)	(自 2020年 4月1日 至 2021年 3月31日)	(自 2021年 4月1日 至 2022年 3月31日)
連結経常収益	百万円	3,863	3,925	4,078	8,184	8,210
連結経常利益	百万円	353	399	318	416	285
親会社株主に帰属する 中間純利益	百万円	381	295	274		
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円				357	294
連結中間包括利益	百万円	2,896	104	3,028		
連結包括利益	百万円				3,543	3,692
連結純資産額	百万円	17,184	17,682	10,977	17,835	14,046
連結総資産額	百万円	467,630	551,109	514,134	529,029	523,065
1株当たり純資産額	円	1,952.96	2,009.71	1,202.24	2,028.67	1,572.56
1株当たり中間純利益	円	45.57	34.88	32.36		
1株当たり当期純利益	円				41.56	34.12
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	36.96	30.73	27.25		
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円				36.90	29.92
自己資本比率	%	3.67	3.20	2.13	3.36	2.68
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	12,362	24,897	693	52,051	18,986
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	2,579	17,779	9,630	9,694	9,470
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	44	51	50	43	106
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	百万円	42,407	82,050	56,692	74,982	46,418
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	324 [25]	322 [25]	335 [26]	307 [26]	309 [26]

(注) 1 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計 - (中間)期末非支配株主持分)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 2022年度中間連結会計期間の1株当たり純資産額、1株当たり中間純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益につきましては、2022年12月27日開催の臨時株主総会における全ての付議議案の承認及び効力の発生を前提とし算出しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第171期中	第172期中	第173期中	第171期	第172期
決算年月		2020年9月	2021年9月	2022年9月	2021年3月	2022年3月
経常収益	百万円	2,946	3,033	3,128	6,365	6,354
経常利益	百万円	322	368	283	371	260
中間純利益	百万円	363	277	254		
当期純利益	百万円				322	280
資本金	百万円	7,886	7,886	7,886	7,886	7,886
発行済株式総数						
普通株式	千株	8,416	8,416	8,416	8,416	8,416
A種優先株式		940	940	940	940	940
純資産額	百万円	16,262	16,560	9,855	16,717	12,935
総資産額	百万円	465,476	548,967	512,025	526,865	521,145
預金残高	百万円	409,980	491,179	481,265	471,609	467,759
貸出金残高	百万円	297,364	317,121	330,861	310,439	336,877
有価証券残高	百万円	109,878	134,069	109,171	117,190	122,275
1株当たり配当額						
普通株式	円	0.00	5.00	5.00	5.00	10.00
A種優先株式	円	0.73	5.78	5.80	11.46	11.56
自己資本比率	%	3.49	3.01	1.92	3.17	2.48
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	316 [25]	314 [25]	327 [26]	299 [26]	301 [26]

(注) 1 自己資本比率は、(中間)期末純資産の部合計を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 第173期中の1株当たり配当額につきましては、2022年12月27日開催の臨時株主総会における全ての付議議案の承認及び効力の発生を前提としております。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、関係会社についても、異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当行グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主な事項を記載しております。本事業年度においては、急激な海外金利の上昇や円安進行など、市場環境の悪化により保有有価証券の評価損が拡大しており、今後、当行の財政状態及び経営成績に重要な影響を与え得ることから、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について、一部記載を変更しております。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当第2四半期連結会計期間の末日現在において当行グループが判断したものであります。

#### (経営戦略とリスク管理)

当行は既存の固定観念、行動、プロセスなどからのパラダイムシフト（価値観の大変革）の下、当行の経営理念に基づく3つの戦略方針（顧客中心主義・本業支援、抜本的な業務改善・働き方改革、環境づくり・スキルアップ）から、4つのプロジェクト（地域密着プロジェクト、人財魅力化プロジェクト、業務効率化プロジェクト、組織・ガバナンス強化プロジェクト）を立ち上げ、推進してまいります。

これら経営戦略の実施にあたっては、想定される各種リスクを個別の方法で質的又は量的に評価した上で、当行全体のリスクの程度を判断し、当行の経営体力と比較することによってリスク・テイク方針を定めております。

各種リスクの状況については、ストレステストや各種シミュレーション等によるモニタリングを行っておりますが、過去に経験のない事象の発生や市場の混乱等により、リスク管理が有効に機能しない可能性があります。

このような認識のもと、リスク管理においては、特定の手法によるモニタリングによらず、複眼的なモニタリングを行うことにより、経営戦略の実現と適切なリスク管理態勢の構築に努めております。

#### (重要なリスクへの対応)

当行は地域金融機関として、金融仲介機能を通じた地方創生を担っており、貸出金を中心とした信用リスクを最も重要性のあるリスクであると認識しております。また、当行の資金運用手段である貸出金の貸出金利、債券投資等の利回り、資金調達手段である預金の金利は市場金利の動向の影響を受けるとともに、預金・貸出金等の金利更改期日の違いから発生する長短金利ギャップを抱えております。当行ではこれらのリスクを財政状態、経営成績等に影響を与える重要なリスクであると認識しております。

上記の認識のもと、当行では統合的リスク管理の実践に努めており、信用リスク、市場リスク及びオペレーショナル・リスク等について、バリュー・アット・リスク等の共通の尺度を用いて計量化し、自己資本等の経営体力に収まるようモニタリングを実施するなどの管理を行っております。

また、これらのリスクが顕在化した場合、当行の業績や業務運営に影響を及ぼす可能性があることから、当行では事業を行う上で想定されるリスクに対し、仮説に基づくストレステストやシミュレーションを実施するなど、リスク顕在化時の影響を最小限にとどめるよう努めております。

#### (個別のリスク)

##### (1) 信用リスク

###### 不良債権について

当行グループでは、与信ポートフォリオにおいて、中小企業向けや個人向けの貸出金が大きな割合を占めており、融資先のモニタリングを通じて、事業性評価に基づく融資や経営改善・支援等に積極的に取り組んでおります。また、不良債権への対応を経営の主要課題と位置づけ、信用リスク管理の徹底を進めております。

しかしながら、今後、貸出先の経営状況の変動、地域経済の変動、不動産価格の変動や、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは新型コロナウイルス感染症等の影響等により、想定を超える新たな不良債権が発生し、経営成績や財政状態に影響を与える可能性があります。

###### 貸倒引当金について

当行グループでは、自己査定及び償却引当に関する基準に基づき、過去の実績だけではなく、将来のリスクについてダウンサイドシナリオに基づくストレステストを実施するなどにより、貸倒引当金の水準の妥当性の検証に努め、貸倒引当金を計上しております。

しかしながら、実際の貸倒れが貸倒引当金計上時点における見積りと乖離し、貸倒引当金が不十分となる可能性があるとともに、経済情勢の悪化、担保価格の下落、又は、その他の予期せぬ理由により、貸倒引当金の積増

しが必要となり、経営成績や財政状態に影響を与える可能性があります。

#### 営業地域、業種別貸出金の状況

当行グループでは、島根県及び鳥取県(以下、「山陰両県」という。)を主たる営業地域としていることから、当該地域の経済動向の影響を受けることとなります。特に当該地域は建設業を営む中小企業や不動産賃貸業を営む個人の方の資金需要が高く、同業種に対する貸出の割合も高くなっております。

当行グループでは、貸出先の業種分散・小口分散に努めるとともに、困難な経営状況にある中小企業等に対し事業再生に向けた取組みを強化しております。

しかしながら、地域経済動向の悪化等の変動により、業容の拡大が見込めない場合や、与信関連費用が増加した場合などには、経営成績や財政状態に影響を与える可能性があります。

## (2) 市場リスク

### 金利リスクについて

資金運用手段である貸出金の貸出金利、債券投資等の利回り、資金調達手段である預金の金利は、市場金利の動向の影響を受けております。また、預金・貸出金等の金利更改期日の違いから発生する長短金利ギャップを抱えております。当行では、経営体力に見合ったリスク限度等を設定した上で、資金運用勘定、資金調達勘定のポジション等を管理し、安定的な収益確保を目的とした対策を講じております。

しかしながら、これらの資金運用と資金調達との金額及び期間等のミスマッチが生じている状況において、新型コロナウイルス感染症の影響やロシアのウクライナ侵攻に伴うロシアに対する日米欧などの金融制裁を背景にした世界景気の悪化リスク等、予期せぬ市場金利の変動が生じた場合には、経営成績や財政状態に影響を与える可能性があります。

### 有価証券の為替リスク及び価格変動リスク

当行は、株式、市場性のある債券及び受益証券等の有価証券を保有しております。有価証券運用にあたっては、年度毎に取締役会で方針を決定し、運用限度額やロスカットルールを定め、厳格なリスク管理を行っております。なお、当第2四半期連結会計期間の末日における、その他有価証券評価差額金は6,922百万円となっており、前連結会計年度末に比べ評価損が3,293百万円拡大しております。

これらの保有有価証券の状況につきましては、新型コロナウイルス感染症等の影響も含め、著しい株価下落や急激な金利上昇、予想を超える大幅な外国為替相場の変動等の更なる外部環境の悪化が生じた場合には、発行体の信用状況等の変化によって価格が下落し、減損による実現損失の顕在化又は評価損の更なる拡大により、経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## (3) 流動性リスク

当行は、安定した資金繰りを行うために、担当部署において、リスク管理上必要な流動性資産の水準を定めたガイドラインに基づき、運用予定額、調達可能額の把握を行っております。また、流動性危機時における対応策を策定し、危機管理体制を確立しております。

しかしながら、予期せぬ資金の流出等により、通常よりも著しく高い金利での資金調達となることや、商品によっては、市場規模や厚み・流動性が不十分なことなどにより、通常よりも著しく不利な価格での調達を余儀なくされることにより、資金繰り運営に支障が生じ、経営成績や財政状態に影響を与える可能性があります。

## (4) オペレーショナル・リスク

### 事務リスクについて

当行グループは、預貸金業務を中心に、投資信託等の仲介業務など様々な業務を扱っております。これらの業務を取扱う上では、リスク管理を重視した事務の取扱いに関する規程・要領等を定め、事務の堅確化に努めております。

しかしながら、故意又は過失等による事務事故が発生した場合には、経営成績や財政状態に影響を与える可能性があります。

### システムリスクについて

当行グループでは、業務を正確かつ迅速に処理するためのコンピュータシステムを使用しているほか、お客さまに様々なサービスを提供するためのシステムも導入しております。これらのシステムの安全稼働に対し万全を期するとともに、外部からの不正アクセスや情報漏洩の防止等のセキュリティ対策を講じております。

しかしながら、地震等の天災、ハードウェア・ソフトウェアの障害やコンピュータ犯罪等により、重大なシステムダウン、誤作動等による業務の制限等が発生した場合には、経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があ

ります。

#### 法務リスクについて

当行グループでは、銀行法、会社法、金融商品取引法等の各種法令諸規則等に基づいて業務を行っております。また、法改正等を含め、準拠法令等に対応した内部規程の整備を図るために、諸規程の制定・改定等を適切に行っております。

しかしながら、役員及び従業員による法令・規程等の違反や不正行為等が行われた場合、あるいは不適切な契約の締結等が行われた場合には、行政処分や罰則を受けたり、お客さまからの信頼失墜等により、経営成績や財政状態に影響を与える可能性があります。

#### 人的リスクについて

当行グループでは、人事考課規程に基づく公正かつ納得性・透明性の高い人事考課に努めるとともに、良好な職場環境の維持確保のために、管理監督者に対して、会議や研修等を通じて教育を行うなど、リスクを未然に防止する対応に努めております。しかしながら、人事運営上の不公平・不公正、差別的行為等により、労働生産性の低下、損害賠償等が発生する可能性があります。

#### 有形資産リスクについて

当行グループの主要な営業基盤である山陰両県において、店舗等の有形資産を保有しており、その保全方法等については規程に定め、有形資産リスクの顕在化防止に努めております。しかしながら、地震や台風等の自然災害、その他の事象により、店舗等の有形資産の毀損・損害等が発生した場合には、当行グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### 風評リスクについて

当行グループでは、適時適切な情報開示等により信頼の維持・向上を図り、リスク顕在化の未然防止に努めております。具体的には、風評リスク対応規程を制定し、万一風評リスクが発生した場合には、機動的な対応ができるように体制を整備しております。

しかしながら、金融業界及び当行グループに対する事実無根かつ否定的な噂が、報道機関並びにインターネット等を通じて世間に流れることで、顧客やマーケット等において評判が悪化した場合には、経営成績や財政状態に影響を与える可能性があります。

### (5) 地域金融機関との競争に伴う業績変動リスク

当行グループでは、他の金融機関との競争で優位性を得られるように、お客さまのニーズに対して、迅速かつ的確な対応に努めております。

しかしながら、営業基盤である山陰両県においても、多数の金融機関が存在しており、他の金融機関との競争激化等により、他の金融機関に対し優位性を得られない場合、当行グループの経営成績や財政状態に影響を与える可能性があります。

### (6) 自己資本比率に関するリスク

当行は、海外営業拠点を有しておりませんので、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(2006年金融庁告示第19号)」の国内基準が適用され、「自己資本比率規制(第1の柱)に関する告示の一部改正」(以下、「パーゼル」という。)に基づく基準以上の単体及び連結の自己資本比率を維持する必要があります。

当行の自己資本比率は、パーゼル 国内基準の4%を大幅に上回っておりますが、この要求される基準を下回った場合には、金融庁長官から、業務の全部又は一部の停止等を含む様々な行政処分を受ける可能性があります。

当行の自己資本比率に影響を与える要因には以下のものなどが含まれます。

- ・債務者の信用力悪化に際して生じうる与信関係費用の増加
- ・有価証券の価値の低下に伴う減損損失の計上
- ・自己資本比率の基準及び算定方法の変更
- ・その他の不利益な展開

### (7) 退職給付債務に関するリスク

年金資産の時価が下落した場合や、年金資産の運用利回りが低下した場合、又は予測給付債務を計算する前提となる保険数理上の前提・仮定に変更があった場合には、損失が発生する可能性があります。また、年金制度の変更により、未認識の過去勤務費用が発生する可能性や、金利環境の変動、その他の要因により、年金の未積立債務及び年間積立額にマイナスの影響を与える可能性があります。

(8) 繰延税金資産に関するリスク

繰延税金資産の計算は、将来に関する様々な予測や仮定に基づいており、実際の結果が、この予測や仮定とは異なる可能性があります。将来の課税所得の予測に基づいて、繰延税金資産の一部又は全部の回収ができないと判断した場合や、法改正により税率が変更となる場合、繰延税金資産は減額され、その結果、経営成績や財政状態に影響を与える可能性があります。

また、パーゼルの適用に伴い、繰延税金資産はコア資本の基礎項目並びに調整項目から計算される一定の基準額まで自己資本に算入することができます。この基準を超過する場合には、その超過額がコア資本に算入できなくなり、自己資本比率が低下する可能性があります。

(9) 固定資産の減損に関するリスク

当行グループは、固定資産の減損に係る会計基準を適用しております。当行グループのキャッシュ・フロー生成能力が低下した場合、将来キャッシュ・フローの見積り額が変動した場合、経済情勢や不動産価格の変動等によって保有する固定資産の価格が大幅に下落した場合などには、固定資産の減損により、当行グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(10) 情報漏洩リスク

当行グループでは、情報管理に関する規程を整備し、情報漏洩が発生しないように、体制の確立並びに情報の管理方法等のルール化を図り、最大限の管理徹底に努めておりますが、万一多くのお客さまの個人情報や内部機密情報が、悪意のある第三者によるコンピュータへの侵入や役職員及び委託先による人為的なミス・事故等により外部へ漏洩した場合、企業信用が失墜し、経営成績や財政状態に影響を与える可能性があります。

(11) 主要な事業の前提事項に関するリスク

当行は、銀行法第4条第1項の規定に基づき、銀行の免許を受け、銀行業を営んでおります。銀行業については、有効期間その他の期限は法令等で定められておりませんが、銀行法第26条及び同第27条にて、業務の停止等及び免許の取消し等となる要件が定められており、これに該当した場合、業務の停止等及び免許の取消し等が命じられることがあります。

なお、現時点において、当行はこれらの要件に該当する事実はないと認識しております。しかしながら、将来、何らかの事由により業務の停止等や免許の取消し等が命じられた場合には、当行の主要な事業活動に支障をきたすとともに、経営成績や財政状態に重大な影響を与える可能性があります。

(12) 経営計画が未達となるリスク

当行は、2022年度より中期経営計画「夢への架け橋！～オープンイノベーションバンクしまぎん～」を策定しております。新中期経営計画では、既存の固定観念、行動、プロセスなどからのパラダイムシフト（価値観の大変革）の下、当行の経営理念に基づく3つの戦略方針（顧客中心主義・本業支援、抜本的な業務改善・働き方改革、環境づくり・スキルアップ）から、4つのプロジェクト（地域密着プロジェクト、人材魅力化プロジェクト、業務効率化プロジェクト、組織・ガバナンス強化プロジェクト）を立ち上げ、推進してまいります。

しかしながら、計画期間中の競争の激化、経営環境の変化、経済環境の低迷、お客さまの経営状態の悪化等、内的・外的要因により計画が未達成となった場合、経営成績や財政状態に影響を与える可能性があります。

(13) 感染症の流行に係るリスク

当行グループにおいては、役職員の健康管理及び時差出勤や自宅待機などの感染症予防措置等の態勢を整備しておりますが、新型コロナウイルス等の感染症の感染が拡大し、当行グループの役職員に多数の感染者が出る等、銀行業務継続に支障をきたす恐れがあります。

当行グループでは、業務継続が脅かされる緊急時においては、直ちに対策本部を設置し、緊急時においても最低限の金融サービスを継続できる体制を整備することとしております。

(14) その他各種規制及び制度等の変更に伴うリスク

当行グループでは、法令、規則、政策及び会計基準等に従って業務を遂行しておりますが、将来にわたる規制及び制度等の変更が、経営成績や財政状態に影響を与える可能性があります。

## 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

### (1) 財政状態及び経営成績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国の経済は、個人消費では旅行及び外食に持ち直しの動きがみられ、設備投資や雇用情勢についても持ち直しの動きがみられました。先行きについては、ウィズコロナに向けた各種政策によって景気が持ち直していくことが期待されますが、世界的な金融引き締めによる海外景気下振れが与えるわが国への影響については、十分注意する必要があります。

金融市場の動向は、長期金利は米国金利上昇を受けて、一時0.245%まで上昇しましたが、米国景気悪化の懸念が強まり、8月には0.160%まで低下しました。その後、世界の主要中央銀行による積極的な利上げにより再び金利上昇圧力が強まり、9月末には0.240%まで上昇しました。

日経平均株価は、米国景気悪化による利上げペース減速への期待感から、米国株式相場が上昇したのを受け、一時29,000円台まで上昇しましたが、世界的な金融引き締めが景気を冷やすとの見方から下落に転じ、9月末には25,000円台となりました。

為替は、8月に対ドルベースで131円台まで円高が進みましたが、世界的な利上げ加速懸念から日米金利差が拡大したことで円安が進み、9月には144円台となりました。

こうした中、当地山陰経済は、全国同様に個人消費、設備投資などで持ち直しの動きがみられました。

当第2四半期連結会計期間末における財政状態につきましては、総資産が前連結会計年度末比89億円減少し、5,141億円となり、純資産は前連結会計年度末比30億円減少し、109億円となりました。

主要勘定の実績と増減要因は以下のとおりです。

預金は、個人預金や法人預金が増加したことなどから、前連結会計年度末に比べ136億円増加し4,809億円となりました。

貸出金は、中小企業向け貸出金が増加しましたが、個人向け貸出金が増加したことなどから、前連結会計年度末に比べ58億円減少し3,287億円となりました。

有価証券は、国債の償還や海外金利の上昇を主因とし受益証券の含み損が増加したことなどから、前連結会計年度末に比べ131億円減少し1,087億円となりました。

当第2四半期連結累計期間の連結経営成績と増減要因は以下のとおりです。

経常収益は、有価証券利息配当金が減少しましたが、貸出金利息や役員取引等収益が増加したことなどから、全体では前年同期比152百万円増加し4,078百万円となりました。

一方、経常費用は営業経費が減少しましたが、与信関連費用が増加したことなどから、全体では前年同期比233百万円増加し3,759百万円となりました。

この結果、経常利益は前年同期比80百万円減少し、318百万円となりました。親会社株主に帰属する中間純利益は前年同期比20百万円減少し、274百万円となりました。

セグメントごとの損益状況につきましては、「銀行業」の経常収益は、前年同期比95百万円増加し3,128百万円、セグメント利益は前年同期比85百万円減少し283百万円となりました。また、「リース業」の経常収益は前年同期比56百万円増加し983百万円、セグメント利益は前年同期比5百万円増加し42百万円となり、「その他」のセグメント利益は、持分法による投資損失となり前年同期比0百万円の減少のセグメント損失となりました。



連結自己資本比率(バーゼル 国内基準)は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行が保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(2006年金融庁告示第19号)」に基づき算出しております。その結果、連結自己資本比率(バーゼル 国内基準)は、7.04%となりました。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における連結ベースの現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、56,692百万円(前年同四半期連結会計期間末は82,050百万円)となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間において営業活動により獲得した資金は、693百万円(前年同四半期連結累計期間は24,897百万円の獲得)となりました。これは主に、借入金の減少による支出19,152百万円を、貸出金の減少による収入5,845百万円や預金の増加による収入13,643百万円が上回ったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間において投資活動により獲得した資金は、9,630百万円(前年同四半期連結累計期間は17,779百万円の使用)となりました。これは主に、有価証券の取得による支出3,659百万円を、有価証券の償還による収入13,422百万円が上回ったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間において財務活動により使用した資金は、50百万円(前年同四半期連結累計期間は51百万円の使用)となりました。これは主に、配当金の支払による支出47百万円によるものであります。

## (3) 経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等、研究開発活動

当第2四半期連結累計期間において、当行グループの経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

また、研究開発活動については該当事項はありません。

## (4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第2四半期連結累計期間において、当行グループの優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題は、次のとおりであります。

(その他有価証券評価損益への対応)

当行は2019年9月に締結したSBIグループとの資本業務提携以降、有価証券の運用方針をインカムゲイン中心の方針に改め、SBIグループと連携し、安定したインカムゲインが期待できる高格付の海外債券(国債・地方債等)を中心とする有価証券ポートフォリオに入れ替えておりますが、当第2四半期連結累計期間において米国を始めとする海外金利の急上昇により、当行のその他有価証券の評価損が拡大しました。

このため当行では、市場見通しを慎重に検討した結果、更に金利が上昇する可能性に対処するため、一部の投資信託については、運用会社の策定した今後のファンド運用方針に沿ってデュレーションの調整や為替ヘッジの一部弾力化等、市場の変化に応じた対応策を講じております。

今後についても当行は海外金利をはじめとする市場環境の見通しや、有価証券ポートフォリオの状況のモニタリング等を通じ、SBIグループと引き続き連携し、課題等を共有することでリスク管理を更に強化してまいります。あわせて投資信託の運用会社からは、今後の景況感や金利動向を分析の上、高格付け債券を中心としたポートフォリオへのシフトも含めて投資判断と運用をおこなう方針である旨共有しており、その他有価証券評価損益全体の改善を図るとともに収益性の向上に努めてまいります。

## (5) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前連結会計年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」及び「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」の記載から重要な変更はありません。

役務取引の状況

当第2四半期連結累計期間の役務取引等収益は前年同期比58百万円増加の491百万円となりました。また、役務取引等費用は、前年同期比7百万円増加の361百万円となりました。

種類	前第2四半期連結累計期間	当第2四半期連結累計期間
	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	433	491
うち預金・貸出業務	159	199
うち為替業務	63	47
うち証券関連業務	81	34
うち代理業務	12	11
うち保護預り・貸金庫業務	0	0
うち保証業務	6	15
うち投資信託窓販業務		
うち保険窓販業務	110	182
役務取引等費用	354	361
うち為替業務	20	8

預金残高の状況

預金の種類別残高(未残)

種類	前第2四半期連結会計期間	当第2四半期連結会計期間
	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	490,699	480,918
うち流動性預金	223,546	216,012
うち定期性預金	265,554	263,315
うちその他	1,599	1,590
譲渡性預金		
総合計	490,699	480,918

- (注) 1 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金  
2 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

貸出金残高の状況

業種別貸出状況(未残・構成比)

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
製造業	13,796	4.38	13,051	3.97
農業, 林業	446	0.14	528	0.16
漁業	109	0.03	115	0.04
鉱業, 採石業, 砂利採取業	297	0.09	301	0.09
建設業	19,013	6.04	19,331	5.88
電気・ガス・熱供給・水道業	6,116	1.94	6,639	2.02
情報通信業	2,495	0.79	2,444	0.74
運輸業, 郵便業	2,564	0.81	2,422	0.74
卸売業, 小売業	19,824	6.29	19,299	5.87
金融業, 保険業	12,593	4.00	11,525	3.51
不動産業, 物品賃貸業	45,877	14.57	45,643	13.89
学術研究, 専門・技術サービス業	2,125	0.67	1,900	0.58
宿泊業	1,034	0.33	1,015	0.31
飲食業	3,546	1.13	3,599	1.09
生活関連サービス業, 娯楽業	5,470	1.74	5,487	1.67
教育・学習支援業	964	0.31	891	0.27
医療・福祉	13,224	4.20	13,798	4.20
その他のサービス	11,468	3.64	11,206	3.41
地方公共団体	35,958	11.42	35,667	10.85
その他	118,046	37.48	133,835	40.71
合計	314,975	100.00	328,706	100.00

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(2006年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しておりません。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位：百万円、%)

	2022年9月30日
1. 連結自己資本比率(2 / 3)	7.04
2. 連結における自己資本の額	17,489
3. リスク・アセットの額	248,087
4. 連結総所要自己資本額	9,923

単体自己資本比率(国内基準)

(単位：百万円、%)

	2022年9月30日
1. 自己資本比率(2 / 3)	6.68
2. 単体における自己資本の額	16,465
3. リスク・アセットの額	246,322
4. 単体総所要自己資本額	9,852

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(1998年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(1948年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるものについて債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	2021年9月30日	2022年9月30日
	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3,282	3,343
危険債権	3,808	3,446
要管理債権	153	343
正常債権	317,795	329,768

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

## 第3 【提出会社の状況】

## 1 【株式等の状況】

## (1) 【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	37,400,000
A種優先株式	18,600,000
B種優先株式	18,600,000
計	37,400,000

(注) 当行の発行可能株式総数は37,400,000株であり、普通株式は37,400,000株、A種優先株式及びB種優先株式の発行可能種類別株式総数はそれぞれ、18,600,000株とする旨定款に規定しております。

## 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (2022年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2022年11月24日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	8,416,000	8,416,000	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数は100株であります。
A種優先株式	940,840	940,840	非上場	単元株式数は100株であります。(注)
計	9,356,840	9,356,840		

(注) A種優先株式の内容は次のとおりであります。

## 1. A種優先配当金

## (1) A種優先配当金

当銀行は、定款第44条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日(以下「A種優先期末配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記(2)に定める配当年率(以下「A種優先株式配当年率」という。)を乗じて算出した額の金銭(以下「A種優先配当金」という。)の配当をする。

また、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して定款第11条の3に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

## (2) A種優先配当年率

A種優先配当年率 = 日本円TIBOR(12ヶ月物) + 1.00%

ただし、上記の算出の結果が8%を超える場合には、A種優先配当年率は8%とする。なお、A種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円TIBOR(12ヶ月物)」とは、払込期日が属する事業年度については2019年4月1日、それ以降に開始する事業年度については毎年の4月1日(ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日)(以下「A種優先配当年率決定日」という。)の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として一般社団法人全銀協TIBOR運営機関によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR(12ヶ月物)が公表されていない場合は、A種優先配当年率決定日において、東京インターバンク市場における12ヶ月物の円資金貸借取引のオファード・レートとして合理的に決定される利率を、日本円TIBOR(12ヶ月物)に代えて用いるものとする。

上記の定めにかかわらず、普通株式への中間配当金及び期末配当金の合計がゼロとなる事業年度においては、A種配当年率は日本円TIBOR(12ヶ月物)とする(ただし、日本円TIBOR(12ヶ月物)が公表されていない場合は、上記と同様、東京インターバンク市場における12ヶ月物の円資金貸借取引のオファード・レートとして合理的に決定される利率を、日本円TIBOR(12ヶ月物)に代えて用いるものとする。)

(3) 非累積条項

ある事業年度において、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2. A種優先中間配当金

当銀行は、定款第46条に定める中間配当を行うときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭(以下「A種優先中間配当金」という。)を支払う。

3. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当銀行は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に下記(3)に定める経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 経過A種優先配当金相当額

A種優先株式1株当たりの経過A種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数にA種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)をいう。ただし、分配日の属する事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

4. 議決権

A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、A種優先株主は、定時株主総会にA種優先配当金の額の全部(A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、A種優先配当金の額の全部(A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、A種優先配当金の額の全部(A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払を受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

5. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権

A種優先株主は、下記(2)に定める取得を請求することのできる期間(以下「取得請求期間」という。)中、当銀行に対し、自己の有するA種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は、A種優先株主がかかる取得の請求をしたA種優先株式を取得すると引換えに、下記(3)に定める財産をA種優先株主に対して交付する。

ただし、下記(3)に定める財産としての普通株式数が行使可能株式数(以下に定義する。)を超える場合には、引換えに交付される普通株式数が行使可能株式数を超えない範囲内で最大数のA種優先株式について取得請求の効力が生じるものとし、その余のA種優先株式については取得請求がなされなかったものとみなす。「行使可能株式数」とは、( )取得請求をした日(以下「取得請求日」という。)における当銀行の発行可能株式総数から、取得請求日における当銀行の発行済株式総数(当銀行の自己株式数を除く。)及び取得請求日における新株予約権(当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者が当該新株予約権の行使により取得することとなる株式の数を控除した数と、( )取得請求日における当銀行の普通株式に係る発行可能種類株式総数から、取得請求日における当銀行の普通株式に係る発行済株式総数(当銀行の自己株式数を除く。)、取得請求権付株式(当該取得請求権の取得請求期間の初日が到来していないものを除く。)の株主が取得請求権の行使により取得することとなる普通株式の数、取得条項付株式の株主が取得事由の発生により取得することとなる普通株式の数及び新株予約権(当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者が新株予約権の行使により取得することとなる普通株式の数を控除した数の、いずれか小さい方をいう。

(2) 取得を請求することのできる期間

取得請求期間は、2024年12月1日から2034年11月30日とする。

(3) 取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式数に1,000円(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記(4)ないし(8)に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取り扱う。

(4) 当初取得価額

当初取得価額は、取得請求期間の初日(以下「当初取得価額決定日」という。)における当銀行の普通株式1株当たり時価(以下「普通株式1株当たり時価(当初取得価額決定日)」という。)とする。ただし、普通株式1株当たり時価(当初取得価額決定日)が下記(6)に定める上限取得価額を上回る場合は、当初取得価額は上限取得価額とし、普通株式1株当たり時価(当初取得価額決定日)が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、当初取得価額は下限取得価額とする。

普通株式1株当たり時価(当初取得価額決定日)とは、当初取得価額決定日に先立つ5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当銀行の普通株式の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)とする。

(5) 取得価額の修正

取得価額は、取得請求期間の毎年4月1日及び10月1日(以下「取得価額修正日」という。)における普通株式1株当たり時価(以下「普通株式1株当たり時価(取得価額修正日)」という。)に修正される(以下「修正後取得価額」という。)。ただし、普通株式1株当たり時価(取得価額修正日)が下記(6)に定める上限取得価額を上回る場合は、修正後取得価額は上限取得価額とし、普通株式1株当たり時価(取得価額修正日)が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。

普通株式1株当たり時価(取得価額修正日)とは、取得価額修正日に先立つ5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当銀行の普通株式の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)とする。

(6) 上限取得価額

上限取得価額は、発行決議日である2019年9月6日の前取引日の株式会社東京証券取引所における当銀行の普通株式の終値に1.2を乗じた金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。また下記(8)による調整を受ける。)である724円とする。

(7) 下限取得価額

下限取得価額は、発行決議日である2019年9月6日の前取引日の株式会社東京証券取引所における当銀行の普通株式の終値に0.8を乗じた額(円位未満切上げ。また下記(8)による調整を受ける。)である483円とする。

(8) 取得価額の調整

イ. A種優先株式の発行後、下記( )ないし( )のいずれかに該当する場合には、取得価額(下限取得価額及び上限取得価額を含む。以下同じ。)を以下に定める算式(以下「取得価額調整式」という。)により調整する。(以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。)。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

( ) 取得価額調整式に使用する時価(下記八. に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は自己株式である普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)(ただし、当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(8)において同じ。))その他の証券(以下「取得請求権付株式等」という。)、又は当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権その他の証券(以下「取得条項付株式等」という。)が取得又は行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。)

調整後取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。)(株式無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため若しくは株式無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。



- ( ) 株式の分割をする場合  
調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数(基準日における当銀行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。)が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。
- ( ) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額(下記二.に定義する。以下本( )、下記( )ならびに下記八.( )において同じ。)をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行又は処分する場合(株式無償割当て及び新株予約権無償割当ての場合を含む。)  
調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(株式無償割当て又は新株予約権無償割当ての場合はその効力発生日)に、又は株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため若しくは株式無償割当て若しくは新株予約権無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日(新株予約権の場合は割当日)(株式無償割当て若しくは新株予約権無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、又は当該基準日の翌日以降、これを適用する。  
上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下「価額決定日」という。)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- ( ) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合  
調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。  
ただし、当該取得条項付株式等について既に上記( )による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記ホ.に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本( )による調整は行わない。
- ( ) 株式の併合をする場合  
調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数(効力発生日における当銀行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。)を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。
- ロ.上記イ.( )ないし( )に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換又は株式移転等により、取得価額(下限取得価額を含む。)の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額(下限取得価額を含む。)に変更される。
- 八.( ) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当銀行の普通株式の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。  
なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本(8)に準じて調整する。
- ( ) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- ( ) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日の当銀行の発行済株式数(自己株式である普通株式数を除く。)に、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の当銀行の発行済普通株式数(自己株式である普通株式数を除く。)に、当該取得価額の調整の前に上記イ.又はロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数を加えたものとする。
- ( ) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.( )の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、上記イ.( )及び( )の場合には0円、上記イ.( )ないし( )の場合には価額とする。
- 二.上記イ.( )ないし( )及び上記八.( )において「価額」とは、取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

ホ．上記イ．( )において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ．( )に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

へ．上記イ．( )ないし( )において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ．( )ないし( )の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト．取得価額調整式により算出された上記イ．第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額(ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切り捨てる。)を使用する。

(9) 合理的な措置

上記(4)ないし(8)に定める取得価額(7．普通株式を対価とする取得条項(2)に定める一斉取得価額を含む。以下本(9)において同じ。)は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当銀行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

(10) 取得請求受付場所

株式会社島根銀行 人事財務グループ

(11) 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(10)に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

6．金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項

当銀行は、2029年12月1日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、A種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当銀行は、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとし、A種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産をA種優先株主に対して交付するものとする。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も、5．普通株式を対価とする取得請求権(1)に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本(2)においては、3．残余財産の分配(3)に定める経過A種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過A種優先配当金相当額を計算する。

7．普通株式を対価とする取得条項

(1) 普通株式を対価とする取得条項

当銀行は、2034年12月1日(以下「一斉取得日」という。)をもって、一斉取得日までに当銀行に取得されていないA種優先株式の全てを取得する。この場合、当銀行は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、各A種優先株主に対し、その有するA種優先株式数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記(2)に定める普通株式の時価(以下「一斉取得価額」という。)で除した数の普通株式を交付するものとする。A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取り扱う。

(2) 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当銀行の普通株式の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)に相当する金額とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が、5.普通株式を対価とする取得請求権(6)に定める上限取得価額を上回る場合は、一斉取得価額は上限取得価額とし、一斉取得価額が、5.普通株式を対価とする取得請求権(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

8. 株式の分割又は併合及び株式無償割当て

(1) 分割又は併合

当銀行は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及びA種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

(2) 株式無償割当て

当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式及びA種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

9. 定款の定めにより、単元株式数は100株であり、議決権はありません。また、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2022年7月1日～ 2022年9月30日		9,356		7,886		1,722

(5) 【大株主の状況】  
所有株式数別

2022年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
SBI地銀ホールディングス株式会社	東京都港区六本木1丁目6番1号	2,688	28.73
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	1,262	13.49
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	593	6.34
島根銀行職員持株会	島根県松江市朝日町484番地19	324	3.46
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	320	3.42
光通信株式会社	東京都豊島区西池袋1丁目4番10号	176	1.88
秋定 真輔	兵庫県明石市	90	0.96
株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	89	0.95
南 聡子	大阪府堺市南区	60	0.64
損害保険ジャパン株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	45	0.48
計		5,650	60.39

- (注) 1 所有株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
2 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
3 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合の計算上、株式給付信託(BBT)が所有する当行株式89,655株は、発行済株式数から控除する自己株式には含めておりません。  
4 株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する株式数のうち、2019年11月29日にSBI地域銀行価値創造ファンド(委託会社:SBIアセットマネジメント株式会社)に対して実施した第三者割当増資に係るものが、1,092千株含まれております。

所有議決権数別

2022年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する所有議 決権数の割合 (%)
SBI地銀ホールディングス株式会社	東京都港区六本木1丁目6番1号	17,472	20.90
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	12,624	15.10
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	5,934	7.10
島根銀行職員持株会	島根県松江市朝日町484番地19	3,240	3.87
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	3,202	3.83
光通信株式会社	東京都豊島区西池袋1丁目4番10号	1,766	2.11
秋定 真輔	兵庫県明石市	900	1.07
株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	896	1.07
南 聡子	大阪府堺市南区	605	0.72
損害保険ジャパン株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	455	0.54
計		47,094	56.35

- (注) 1 上記 所有株式数別に記載しているSBI地銀ホールディングス株式会社所有のA種優先株式は、940千株であり、議決権を有しておりません。A種優先株式の内容については、「1 株式等の状況 (1)株式の総数等 発行済株式」に記載しております。
- 2 株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する議決権数のうち、2019年11月29日にSBI地域銀行価値創造ファンド(委託会社：SBIアセットマネジメント株式会社)に対して実施した第三者割当増資に係るものが、10,928個含まれております。
- 3 総株主の議決権に対する所有議決権数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2022年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 940,800		(注)1
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,400		単元株式数は100株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,356,300	83,563	同上
単元未満株式	普通株式 58,300 A種優先株式 40		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	9,356,840		
総株主の議決権		83,563	

(注) 1 A種優先株式の内容については、「1 株式等の状況 (1)株式の総数等 発行済株式」に記載しております。

2 上記の「単元未満株式」の欄には、当行の所有する自己株式が83株含まれております。

3 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式給付信託(BBT)により、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当行株式89,655株(議決権896個)が含まれております。なお、当該議決権896個は、議決権不行使となっております。

【自己株式等】

2022年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社島根銀行	島根県松江市朝日町 484番地19	1,400		1,400	0.01
計		1,400		1,400	0.01

(注) 株式給付信託(BBT)の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当行株式89,655株は上記自己株式等を含めておりません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

## 第4 【経理の状況】

- 1 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1999年大蔵省令第24号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(1982年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 3 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1977年大蔵省令第38号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(1982年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(自2022年4月1日 至2022年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自2022年4月1日 至2022年9月30日)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

## 1 【中間連結財務諸表】

## (1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当中間連結会計期間 (2022年9月30日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	4 46,791	4 57,234
金銭の信託	628	733
有価証券	1, 4, 8 121,833	1, 4, 8 108,729
貸出金	2, 3, 4, 5 334,552	2, 3, 4, 5 328,706
リース債権及びリース投資資産	4 3,670	4 3,686
その他資産	4 5,637	4 5,603
有形固定資産	6, 7 7,280	6, 7 7,088
無形固定資産	549	573
退職給付に係る資産	309	317
繰延税金資産	117	77
支払承諾見返	8 4,985	8 4,633
貸倒引当金	3,290	3,251
資産の部合計	523,065	514,134
<b>負債の部</b>		
預金	467,275	480,918
借入金	4 35,282	4 16,130
その他負債	1,061	1,090
睡眠預金払戻損失引当金	21	20
偶発損失引当金	134	102
役員株式給付引当金	64	69
業績連動賞与引当金	1	0
再評価に係る繰延税金負債	6 191	6 191
支払承諾	8 4,985	8 4,633
負債の部合計	509,018	503,157
<b>純資産の部</b>		
資本金	7,886	7,886
資本剰余金	1,722	1,722
利益剰余金	7,652	7,879
自己株式	84	77
株主資本合計	17,177	17,411
その他有価証券評価差額金	3,629	6,922
土地再評価差額金	6 381	6 381
退職給付に係る調整累計額	95	84
その他の包括利益累計額合計	3,152	6,456
非支配株主持分	21	22
純資産の部合計	14,046	10,977
負債及び純資産の部合計	523,065	514,134



(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
経常収益	3,925	4,078
資金運用収益	2,499	2,540
(うち貸出金利息)	1,949	2,147
(うち有価証券利息配当金)	524	356
役務取引等収益	433	491
その他経常収益	1 991	1 1,046
経常費用	3,526	3,759
資金調達費用	187	184
(うち預金利息)	184	181
役務取引等費用	354	361
その他業務費用	0	26
営業経費	2,139	2,129
その他経常費用	2 843	2 1,057
経常利益	399	318
特別利益		12
固定資産処分益		12
特別損失	0	0
固定資産処分損	0	0
税金等調整前中間純利益	399	330
法人税、住民税及び事業税	102	14
法人税等調整額	1	40
法人税等合計	103	55
中間純利益	295	275
非支配株主に帰属する中間純利益	0	0
親会社株主に帰属する中間純利益	295	274

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
中間純利益	295	275
その他の包括利益	400	3,304
その他有価証券評価差額金	387	3,293
退職給付に係る調整額	13	10
中間包括利益	104	3,028
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	104	3,029
非支配株主に係る中間包括利益	0	0

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,886	1,722	7,450	88	16,970
当中間期変動額					
剰余金の配当			52		52
親会社株主に帰属する 中間純利益			295		295
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分				4	4
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計			243	4	247
当中間期末残高	7,886	1,722	7,693	84	17,218

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	337	388	116	842	21	17,835
当中間期変動額						
剰余金の配当						52
親会社株主に帰属する 中間純利益						295
自己株式の取得						0
自己株式の処分						4
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	387		13	400	0	400
当中間期変動額合計	387		13	400	0	152
当中間期末残高	49	388	102	442	22	17,682

当中間連結会計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,886	1,722	7,652	84	17,177
当中間期変動額					
剰余金の配当			47		47
親会社株主に帰属する 中間純利益			274		274
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分				7	7
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計			227	6	234
当中間期末残高	7,886	1,722	7,879	77	17,411

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	3,629	381	95	3,152	21	14,046
当中間期変動額						
剰余金の配当						47
親会社株主に帰属する 中間純利益						274
自己株式の取得						0
自己株式の処分						7
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	3,293		10	3,304	0	3,303
当中間期変動額合計	3,293		10	3,304	0	3,069
当中間期末残高	6,922	381	84	6,456	22	10,977

## (4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前中間純利益	399	330
減価償却費	271	268
持分法による投資損益(は益)	0	0
貸倒引当金の増減( )	38	39
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	8	8
睡眠預金払戻損失引当金の増減( )	0	0
偶発損失引当金の増減( )	9	31
役員株式給付引当金の増減額(は減少)	14	4
業績連動賞与引当金の増減額(は減少)	1	1
資金運用収益	2,499	2,540
資金調達費用	187	184
有価証券関係損益( )	0	26
金銭の信託の運用損益(は運用益)	20	10
固定資産処分損益(は益)	0	11
貸出金の純増( )減	6,756	5,845
預金の純増減( )	19,351	13,643
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減( )	2,525	19,152
コールローン等の純増( )減	7,999	
預け金(日銀預け金を除く)の純増( )減	412	169
リース債権及びリース投資資産の純増( )減	134	16
その他資産の純増( )減	715	12
資金運用による収入	2,513	2,617
資金調達による支出	217	160
その他	4	52
小計	24,979	713
法人税等の支払額	81	20
営業活動によるキャッシュ・フロー	24,897	693
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	23,025	3,659
有価証券の償還による収入	5,602	13,422
金銭の信託の増加による支出	73	81
有形固定資産の取得による支出	134	9
有形固定資産の売却による収入		96
無形固定資産の取得による支出	148	137
投資活動によるキャッシュ・フロー	17,779	9,630
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
リース債務の返済による支出	3	2
配当金の支払額	52	47
非支配株主への配当金の支払額	0	0
自己株式の取得による支出	0	0
自己株式の売却による収入	4	
財務活動によるキャッシュ・フロー	51	50
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	7,067	10,273
現金及び現金同等物の期首残高	74,982	46,418
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 82,050	1 56,692

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 1社

会社名

松江リース株式会社

(2) 非連結子会社

該当事項はありません。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当事項はありません。

(2) 持分法適用の関連会社 1社

会社名

しまぎんユーシーカード株式会社

(3) 持分法非適用の非連結子会社

該当事項はありません。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当事項はありません。

(5) 他の会社等の議決権の100分の20以上100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称

会社名

シノケンリート投資法人

(関連会社としなかった理由)

出資目的及び取引等の状況の実態から、財務及び営業又は事業の方針の決定に対し、重要な影響を与えていないため、関連会社を含めておりません。

3 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は、9月末日であります。

4 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記4(2)のうちその他有価証券と同じ方法により行っております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 : 6年~50年

その他 : 2年~50年

無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

(4) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、原則として1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等の一部については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,858百万円(前連結会計年度末は1,862百万円)であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。

(6) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、責任共有制度による信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見積額を計上しております。

(7) 役員株式給付引当金の計上基準

役員株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づく役員及び執行役員への当行株式の交付に備えるため、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 業績連動賞与引当金の計上基準

業績連動賞与引当金は、役員及び執行役員への業績連動賞与の支払いに備えるため、役員及び執行役員に対する業績連動賞与の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定率法により損益処理  
数理計算上の差異 : 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(10) 重要な収益・費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益

顧客との契約から生じる収益は、主に役務取引等収益であり、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスとの交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(11) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(12) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

(受益証券に係る収益、費用の会計処理)

当行は受益証券に係る期中収益分配金(償還時の差損益含む)については有価証券利息配当金に計上し、受益証券の解約益はその他業務収益(国債等債券売却益)に、受益証券の解約損はその他業務費用(国債等債券売却損)に計上しております。



(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当中間連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

これにより、市場価格のない株式等として取得原価をもって中間連結貸借対照表価額としていた一部の投資信託について、時価をもって中間連結貸借対照表価額とすることに変更しております。

なお、「金融商品関係」注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27-3項に従って、前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

(追加情報)

(株式給付信託)

当行は、当行の取締役、監査役及び執行役員(社外取締役及び社外監査役を含みます。以下、「取締役等」といいます。)に対する株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」(以下、「本制度」といいます。)を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当行が抛出する金銭を原資として当行株式が信託(以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。)を通じて取得され、当行の取締役等に対して、当行が定める取締役株式給付規程及び監査役株式給付規程に従って、役位、業績達成度合いに応じて当行株式及び当行株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下、「当行株式等」といいます。)が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役等が当行株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

(2) 信託に残存する当行の株式

信託に残存する当行株式は、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当中間連結会計期間末の当該自己株式の帳簿価額は75百万円、株式数は89千株(前連結会計年度末の帳簿価額は82百万円、株式数は97千株)であります。

(中間連結貸借対照表関係)

1 非連結子会社及び関連会社の株式の総額

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当中間連結会計期間 (2022年9月30日)
株式	74百万円	74百万円

2 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当中間連結会計期間 (2022年9月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3,584百万円	3,343百万円
危険債権額	3,659百万円	3,446百万円
三月以上延滞債権額	1百万円	24百万円
貸出条件緩和債権額	334百万円	319百万円
合計額	7,580百万円	7,133百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当中間連結会計期間 (2022年9月30日)
	1,698百万円	1,803百万円

4 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当中間連結会計期間 (2022年9月30日)
担保に供している資産		
リース債権及びリース投資資産	1,101百万円	997百万円
その他資産	198百万円	282百万円
計	1,299百万円	1,279百万円
担保資産に対応する債務		
借入金	1,126百万円	1,127百万円

上記のほか、為替決済、日本銀行蔵入代理店等の取引及び日本銀行借入金15,003百万円(前連結会計年度34,156百万円)の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当中間連結会計期間 (2022年9月30日)
預け金	9百万円	9百万円
有価証券	34,452百万円	15,180百万円
証書貸付	5,015百万円	4,979百万円
その他資産	3,500百万円	3,500百万円

また、その他資産には、敷金及び保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当中間連結会計期間 (2022年9月30日)
敷金	15百万円	19百万円
保証金	15百万円	15百万円

5 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当中間連結会計期間 (2022年9月30日)
融資未実行残高	75,142百万円	74,461百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	62,324百万円	59,932百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- 6 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第1号及び第4号に定める地価公示価格及び財産評価基本通達に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

前連結会計年度 (2022年3月31日)	当中間連結会計期間 (2022年9月30日)
687百万円	692百万円

- 7 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当中間連結会計期間 (2022年9月30日)
減価償却累計額	5,042百万円	5,075百万円

- 8 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

前連結会計年度 (2022年3月31日)	当中間連結会計期間 (2022年9月30日)
2,470百万円	2,520百万円

(中間連結損益計算書関係)

- 1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
貸倒引当金戻入益	37百万円	百万円
償却債権取立益	5百万円	8百万円

- 2 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
貸倒引当金繰入額	百万円	137百万円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	8,416			8,416	
A種優先株式	940			940	
合計	9,356			9,356	
自己株式					
普通株式	104	0	5	99	(注)
合計	104	0	5	99	

- (注) 1 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加145株であります。  
2 普通株式の自己株式の減少は、株式給付信託(信託E口)の給付による減少5,226株であります。  
3 当中間連結会計期間の自己株式には、株式給付信託(信託E口)が保有する当行株式97,955株が含まれております。

2 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	42	5.00	2021年3月31日	2021年6月25日
	A種優先株式	10	10.73	2021年3月31日	2021年6月25日

- (注) 2021年6月24日定時株主総会において決議した配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」制度において設定した信託(信託E口)に対する配当金0百万円が含まれております。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年11月12日 取締役会	普通株式	42	利益剰余金	5.00	2021年9月30日	2021年12月6日
	A種優先株式	5	利益剰余金	5.78	2021年9月30日	2021年12月6日

当中間連結会計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	8,416			8,416	
A種優先株式	940			940	
合計	9,356			9,356	
自己株式					
普通株式	99	0	8	91	(注)
合計	99	0	8	91	

- (注) 1 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加75株であります。  
2 普通株式の自己株式の減少は、株式給付信託(信託E口)の給付による減少8,300株であります。  
3 当中間連結会計期間の自己株式には、株式給付信託(信託E口)が保有する当行株式89,655株が含まれております。

2 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	42	5.00	2022年3月31日	2022年6月27日
	A種優先株式	5	5.78	2022年3月31日	2022年6月27日

(注) 2022年6月24日定時株主総会において決議した配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」制度において設定した信託(信託E口)に対する配当金0百万円が含まれております。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年11月11日 取締役会	普通株式	42	利益剰余金	5.00	2022年9月30日	2022年12月28日
	A種優先株式	5	利益剰余金	5.80	2022年9月30日	2022年12月28日

(注) 当中間連結会計期間に属する配当につきましては、2022年12月27日開催の臨時株主総会における全ての付議議案の承認及び効力の発生を前提としております。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
現金預け金勘定	82,544百万円	57,234百万円
定期預け金	109百万円	109百万円
普通預け金	315百万円	179百万円
その他	69百万円	253百万円
現金及び現金同等物	<u>82,050百万円</u>	<u>56,692百万円</u>

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

1 リース資産の内容

(1) 有形固定資産

主として車両設備であります。

(2) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

2 リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計方針に関する事項」の「(3)固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注1)参照)。また、現金預け金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前連結会計年度(2022年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	628	628	
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	167	170	2
その他有価証券	117,875	117,875	
(3) 貸出金	334,552		
貸倒引当金( )	3,125		
	331,426	331,545	118
資産計	450,099	450,220	121
(1) 預金	467,275	467,591	315
(2) 借入金	35,282	35,283	0
負債計	502,558	502,874	316

( ) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。



当中間連結会計期間(2022年9月30日)

(単位：百万円)

	中間連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	733	733	
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	157	159	1
其他有価証券	107,407	107,407	
(3) 貸出金	328,706		
貸倒引当金( )	3,097		
	325,609	325,409	200
資産計	433,907	433,709	198
(1) 預金	480,918	481,265	346
(2) 借入金	16,130	16,130	0
負債計	497,049	497,396	346

( ) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 当中間連結会計期間の有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託2,755百万円が含まれております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「其他有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当中間連結会計期間 (2022年9月30日)
非上場株式( 1)( 2)	100	100
関連会社株式	74	74
受益証券( 3)	2,653	
組合出資金( 4)	961	989

( 1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

( 2) 前連結会計年度において、非上場株式について減損処理はありません。  
当中間連結会計期間において、非上場株式について減損処理はありません。

( 3) 前連結会計年度の受益証券のうち、非上場不動産投資法人については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2019年7月4日)第26項に定める経過措置に従い、市場価格のない株式等に区分し、時価開示の対象とはしておりません。

( 4) 組合出資金について、前連結会計年度は「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2019年7月4日)第27項に基づき、当中間連結会計期間は「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観測可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(2022年3月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託		13		13
有価証券				
その他有価証券				
国債・地方債	28,206	2,395		30,602
社債		6,314	3,348	9,662
その他	226			226
資産計	28,433	8,723	3,348	40,504

- ( ) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第26項に定める経過措置を適用した投資信託等については、上記表には含めておりません。  
連結貸借対照表における当該投資信託等の金額は80,653百万円(金銭の信託615百万円、非上場不動産投資法人2,653百万円含む)であります。

当中間連結会計期間(2022年9月30日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託( 1 )				
有価証券				
その他有価証券				
国債・地方債	19,582	2,359		21,942
社債		5,058	3,300	8,358
その他( 2 )	238	74,112		74,351
資産計	19,820	81,530	3,300	104,651

- ( 1 ) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項に定める投資信託733百万円については、上記表には含めておりません。  
( 2 ) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-9項に定める投資信託2,755百万円については、上記表には含めておりません。

第24- 3 項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高の調整表

(単位：百万円)

期首 残高	当期の損益又はその他の包 括利益		購入、売 却、発行及 び決済の純 額	投資信託の 基準価額を 時価とみな すこととし た額	投資信託の 基準価額を 時価とみな さないこと とした額	期末 残高	当期の損益に 計上した額の うち中間連結 貸借対照表日 において保有 する投資信託 の評価損益
	損益に 計上	その他の包 括利益に計 上( )					
615		14	103			733	

( ) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれており、税効果会計適用前の金額で記載しております。

中間連結決算日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳

(単位：百万円)

解約又は買戻請求に関する制限の主な内容	中間連結貸借対照表計上額
ゼネラルパートナーの事前の承諾なしに売却できないことから、重要な解約制限を有している。	733

第24- 9 項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高の調整表

(単位：百万円)

期首 残高	当期の損益又はその他の包 括利益		購入、売 却、発行及 び決済の純 額	投資信託の 基準価額を 時価とみな すこととし た額	投資信託の 基準価額を 時価とみな さないこと とした額	期末 残高	当期の損益に 計上した額の うち中間連結 貸借対照表日 において保有 する投資信託 の評価損益
	損益に 計上	その他の包 括利益に計 上( )					
2,645		109				2,755	

( ) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2022年3月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
社債		170		170
貸出金			331,545	331,545
資産計		170	331,545	331,715
預金		467,591		467,591
借入金		35,283		35,283
負債計		502,874		502,874

当中間連結会計期間(2022年9月30日)

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
社債		159		159
貸出金			325,476	325,476
資産計		159	325,476	325,635
預金		481,265		481,265
借入金		16,130		16,130
負債計		497,396		497,396

(注1)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

## 資 産

## 金銭の信託

信託財産構築物のうち、満期のない預け金等は時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

## 有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場出資証券や国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金等の合計額をスワップ・レートなどの基準市場金利及び発行体の内部格付に応じた信用スプレッドを加味した利率で割り引いて時価を算定しており、当該信用スプレッドは観測不能であることからレベル3の時価に分類しております。

私募債を除き、相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格を利用しており、算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

## 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、割引手形及び手形貸付は、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日(連結決算日)における中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

当該時価はすべてレベル3の時価に分類しております。

負債

預金

要求払預金については、中間連結決算日(連結決算日)に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期性預金については、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金のうち、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

(注2)時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1)重要な観察できないインプットに関する定量的情報

前連結会計年度(2022年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券 社債 私募債	割引現在価値法	信用スプレッド	0.5% ~ 3.2%	1.6%

当中間連結会計期間(2022年9月30日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券 社債 私募債	割引現在価値法	信用スプレッド	0.5% ~ 3.2%	1.6%

(2)期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

前連結会計年度(2022年3月31日)

(単位:百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替(2)	レベル3の時価からの振替(3)	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益
		損益に計上	その他の包括利益に計上(1)					
有価証券 社債	4,847		21	1,520			3,348	

(1)連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2)レベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、前連結会計年度中は該当ありません。

(3)レベル3の時価からレベル2の時価への振替であり、前連結会計年度中は該当ありません。

当中間連結会計期間（2022年9月30日）

(単位：百万円)

	期首 残高	当期の損益又はそ 他の包括利益		購入、 売却、 発行及 び決済 の純額	レベル 3の時 価への 振替 ( 2 )	レベル 3の時 価から の振替 ( 3 )	期末 残高	当期の損益 に計上した 額のうち中 間連結対 照表にお ける金融 資産及び 金融負債 の評価 損益
		損益に 計上	その他 の包括 利益に 計上 ( 1 )					
有価証券 社債	3,348		2	50			3,300	

- ( 1 ) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。
- ( 2 ) レベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、当中間連結会計期間中は該当ありません。
- ( 3 ) レベル3の時価からレベル2の時価への振替であり、当中間連結会計期間中は該当ありません。

### (3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループは人事財務グループにおいて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って営業推進グループ及び人事財務グループが時価を算定しております。算定された時価は、営業推進グループ及び人事財務グループにおいて、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しており、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合には、営業推進グループ、審査管理グループが評価技法及びインプットの確認や、観測可能なインプットを用いて再計算した結果と第三者から入手した相場価格との比較等を行い、価格の妥当性を検証しております。

### (4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

#### 信用スプレッド

信用スプレッドは、私募債のクーポンレートに含まれる上乗せ金利であり、発行体の内部格付に応じて算定しております。信用スプレッドの著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

(有価証券関係)

1 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2022年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債			
	社債	167	170	2
	その他			
	小計	167	170	2
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債			
	社債			
	その他			
	小計			
合計		167	170	2

当中間連結会計期間(2022年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債			
	社債	157	159	1
	その他			
	小計	157	159	1
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債			
	社債			
	その他			
	小計			
合計		157	159	1

2 その他有価証券

前連結会計年度(2022年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式			
	債券	28,857	28,642	215
	国債	22,259	22,107	152
	地方債	1,401	1,386	15
	社債	5,196	5,149	47
	その他	6,273	6,172	100
	小計	35,130	34,814	316
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式			
	債券	11,407	11,504	97
	国債	5,947	5,998	50
	地方債	993	1,004	10
	社債	4,465	4,501	35
	その他	71,337	75,202	3,864
	小計	82,744	86,706	3,961
合計		117,875	121,521	3,645

当中間連結会計期間(2022年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式			
	債券	17,550	17,426	123
	国債	12,672	12,593	79
	地方債	995	984	10
	社債	3,882	3,848	33
	その他	4,046	3,833	213
	小計	21,596	21,259	336
中間連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式			
	債券	12,750	12,905	154
	国債	6,909	6,989	79
	地方債	1,364	1,382	18
	社債	4,476	4,532	56
	その他	73,060	80,186	7,126
	小計	85,810	93,092	7,281
合計		107,407	114,352	6,944



### 3 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間(連結会計年度)の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度及び当中間連結会計期間における減損処理はありません。

また、時価が「著しく下落した」時とは、次の基準に該当した場合があります。

#### (1) 株式・受益証券

時価が取得原価に比べ、30%以上下落した状態にある場合。

#### (2) 債券

時価が取得原価あるいは償却原価に比べて、50%以上下落した場合。

時価が取得原価あるいは償却原価に比べて、30%以上下落した状態にある場合で、信用リスクの増大(格付機関による直近の格付符号が「BBB」相当未満)要因がある場合。

(金銭の信託関係)

1 運用目的の金銭の信託

該当事項はありません。

2 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度(2022年3月31日現在)

	連結 貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結 貸借対照表計上額 が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち連結 貸借対照表計上額 が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	628	629	0		0

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

当中間連結会計期間(2022年9月30日現在)

	中間連結 貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間連結 貸借対照表計上額 が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち中間連結 貸借対照表計上額 が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	733	719	13	13	

(注) 「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(2022年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	3,629
その他有価証券	3,628
その他の金銭の信託	0
繰延税金資産又は( )繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	3,629
( )非支配株主持分相当額	
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	3,629

(注) 組合出資金の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額金16百万円(益)については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

当中間連結会計期間(2022年9月30日現在)

	金額(百万円)
評価差額	6,918
その他有価証券	6,931
その他の金銭の信託	13
繰延税金資産又は( )繰延税金負債	4
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	6,922
( )非支配株主持分相当額	
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	6,922

(注) 組合出資金の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額金12百万円(益)については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

(貸貸等不動産関係)

中間連結貸借対照表計上額及び中間連結決算日における時価については、前連結会計年度末に比して著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
経常収益	3,925	4,078
うち役務取引等収益	433	491
保険窓販業務	110	182
預金・貸出金業務	159	199
証券関連業務	81	34
為替業務	63	47
その他	18	28
うちその他経常収益	991	1,046
リース業務	910	968
不動産賃貸業務	17	18
その他	64	59

(注) 役務取引等収益は銀行業から、その他経常収益のリース業務はリース業から、不動産賃貸業務は銀行業から、その他は銀行業、リース業及びクレジットカード業から発生しております。なお、上表には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」及び企業会計基準第13号「リース会計基準」に基づく収益も含んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、銀行業務を中心に、リース業務等の金融サービスに係る事業を行っております。従いまして、当行グループは金融サービス別のセグメントから構成されており、「銀行業」、「リース業」の2つを報告セグメントとしております。

「銀行業」は、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、内国為替業務等を行っております。「リース業」は、事業向け金融サービスの一環としてリース業務を行っております。

2 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であり、セグメント間の内部経常利益は、第三者間取引価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報  
前中間連結会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結 財務諸表 計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する 経常収益	3,015	910	3,925	0	3,925		3,925
セグメント間の 内部経常収益	18	16	35		35	35	
計	3,033	927	3,960	0	3,960	35	3,925
セグメント利益	368	37	406	0	406	7	399
セグメント資産	548,967	5,167	554,134		554,134	3,025	551,109
セグメント負債	532,407	3,698	536,105		536,105	2,678	533,426
その他の項目							
減価償却費	252	22	274		274	2	271
資金運用収益	2,513	0	2,513		2,513	13	2,499
資金調達費用	186	8	195		195	7	187
特別損失	0		0		0		0
(固定資産処分損)	0		0		0		0
税金費用	90	12	103		103	0	103
持分法適用会社への 投資額	1	9	10		10	62	73
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	282		282		282		282

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業であります。

3 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額 7百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額 3,025百万円は、セグメント間取引消去額 3,235百万円、退職給付に係る資産の調整額147百万円、持分法適用会社への投資額62百万円であります。

(3) セグメント負債の調整額 2,678百万円は、セグメント間取引消去であります。

(4) 減価償却費の調整額 2百万円、資金運用収益の調整額 13百万円、資金調達費用の調整額 7百万円、税金費用の調整額0百万円は、セグメント間取引消去であります。また、持分法適用会社への投資額の調整額62百万円は、持分法による調整額であります。

4 セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結 財務諸表 計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する 経常収益	3,109	968	4,078		4,078		4,078
セグメント間の 内部経常収益	18	14	33		33	33	
計	3,128	983	4,112		4,112	33	4,078
セグメント利益	283	42	326	0	326	7	318
セグメント資産	512,025	5,017	517,042		517,042	2,908	514,134
セグメント負債	502,169	3,530	505,700		505,700	2,543	503,157
その他の項目							
減価償却費	250	18	268		268	0	268
資金運用収益	2,553	0	2,553		2,553	13	2,540
資金調達費用	183	8	191		191	6	184
特別利益	12		12		12		12
(固定資産処分益)	12		12		12		12
特別損失	0		0		0		0
(固定資産処分損)	0		0		0		0
税金費用	40	14	54		54	0	55
持分法適用会社への 投資額	1	9	10		10	63	74
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	145	1	146		146	0	146

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業であります。

3 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額 7百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額 2,908百万円は、セグメント間取引消去額 3,093百万円、退職給付に係る資産の調整額121百万円、持分法適用会社への投資額63百万円であります。

(3) セグメント負債の調整額 2,543百万円は、セグメント間取引消去であります。

(4) 減価償却費の調整額 0百万円、資金運用収益の調整額 13百万円、資金調達費用の調整額 6百万円、税金費用の調整額0百万円、有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額 0百万円は、セグメント間取引消去であります。また、持分法適用会社への投資額の調整額63百万円は、持分法による調整額であります。

4 セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

1 サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に 対する経常収益	1,987	626	910	402	3,925

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦以外の国又は地域に所在する有形固定資産を有していないため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

1 サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に 対する経常収益	2,165	367	968	576	4,078

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦以外の国又は地域に所在する有形固定資産を有していないため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。



(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額及び算定上の基礎

		前連結会計年度 (2022年3月31日)	当中間連結会計期間 (2022年9月30日)
1株当たり純資産額		1,572円56銭	1,202円24銭
(算定上の基礎)			
純資産の部の合計額	百万円	14,046	10,977
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	968	968
(うち非支配株主持分)	百万円	21	22
(うち優先株式)	百万円	940	940
(うち優先配当額)	百万円	5	5
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	13,078	10,008
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末(期末)の普通株式の数	千株	8,316	8,324

- (注) 1 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当行の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております。なお、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の株式数は、前連結会計年度97,955株、当中間連結会計期間89,655株であります。
- 2 当中間連結会計期間の1株当たり純資産額につきましては、2022年12月27日開催の臨時株主総会における全ての付議議案の承認及び効力の発生を前提とし算出しております。

2 1株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益	円	34.88	32.36
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	295	274
普通株主に帰属しない金額	百万円	5	5
(うち中間優先配当額)	百万円	5	5
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益	百万円	290	269
普通株式の期中平均株式数	千株	8,314	8,319
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益	円	30.73	27.25
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益調整額	百万円	5	5
(うち中間優先配当額)	百万円	5	5
普通株式増加数	千株	1,299	1,758
(うちA種優先株式)	千株	1,299	1,758
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要			

- (注) 1 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当行の株式は、1株当たり中間純利益並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定上、期中平均株式数から控除する自己株式に含めております。なお、1株当たり中間純利益並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、前中間連結会計期間101,510株、当中間連結会計期間94,870株であります。
- 2 当中間連結会計期間1株当たり中間純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益につきましては、2022年12月27日開催の臨時株主総会における全ての付議議案の承認及び効力の発生を前提とし算出しております。

(重要な後発事象)

(第三者割当によるB種優先株式の発行)

当行は、2022年11月11日開催の取締役会において、第三者割当により当行B種優先株式を発行すること(以下「本件第三者割当」といいます。)について決議いたしました。

なお、本件第三者割当につきましては、2022年12月27日開催予定の臨時株主総会において、本件第三者割当に係る議案が承認されることが条件となります。

1. 第三者割当増資によるB種優先株式の概要

(1) 募集株式の種類	株式会社島根銀行 B種優先株式
(2) 募集株式の数	6,000,000株
(3) 募集株式の払込金額	1株につき1,000円(総額金 6,000,000,000円)
(4) 増加する資本金の額	1株につき500円(総額金 3,000,000,000円)
(5) 増加する資本準備金の額	1株につき500円(総額金 3,000,000,000円)
(6) 発行方法	第三者割当の方法により、当行お取引のお客さまを中心に割り当てる。
(7) 申込期間	2022年11月12日から2022年12月27日
(8) 払込期日	2022年12月28日

2. 資金の用途

B種優先株式の発行により調達した差引手取概算額5,947,750,000円については、払込期日以降に貸出金に充当する予定であります。これにより、地域の取引先に円滑に資金供給を行うという地域金融機関としての責務をより一層果たすことができると考えております。

(資本金及び資本準備金の額の減少)

当行は、中間配当を実施するほか、継続的な株主還元等や機動的な資本政策を可能とすることを目的として、B種優先株式の発行により増加する資本金及び資本準備金の額と同額の資本金及び資本準備金の額の減少を行うことを決議いたしました。

なお、かかる資本金及び資本準備金の額の減少につきましては、B種優先株式の発行の効力が生じること及び必要となる許認可等の効力発生が条件となります。

1. 減少する資本金の額

3,000,000,000円(但し、B種優先株式の発行により同時に増額する資本金の額がこれを下回る場合は、当該額)。なお、B種優先株式の発行と同時に、これにより増加する資本金の額を限度として行うものであるため、効力発生日後の資本金の額は同日前の資本金の額を下回ることはありません。

2. 減少する資本準備金の額

3,000,000,000円(但し、B種優先株式の発行により同時に増額する資本準備金の額がこれを下回る場合は、当該額)。なお、B種優先株式の発行と同時に、これにより増加する資本準備金の額を限度として行うものであるため、効力発生日後の資本準備金の額は同日前の資本準備金の額を下回ることはありません。

3. 資本金及び資本準備金の額の減少の方法

減少する資本金及び資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

4. 資本金及び資本準備金の額の減少の日程

取締役会決議日	2022年11月11日
債権者異議申述公告	2022年11月14日
債権者異議申述最終期日	2022年12月14日
効力発生日	2022年12月28日

(資本準備金及び利益準備金の額の減少)

当行は、中間配当を実施するほか、継続的な株主還元等や機動的な資本政策を可能とすることを目的として、資本準備金及び利益準備金の額の減少を行うことを決議いたしました。

なお、かかる資本準備金及び利益準備金の額の減少につきましては、2022年12月27日開催予定の臨時株主総会において、議案が承認されることが条件となります。

1. 減少する資本準備金の額

1,722,060,370円

2. 減少する利益準備金の額

843,041,153円

3. 資本準備金及び利益準備金の額の減少の方法

減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に、減少する利益準備金の額の全額を繰越利益剰余金に振り替えることといたします。

4. 資本準備金及び利益準備金の額の減少の日程

取締役会決議日 2022年11月11日

債権者異議申述公告 2022年11月14日

債権者異議申述最終期日 2022年12月14日

株主総会決議日 2022年12月27日

効力発生日 2022年12月27日

(別途積立金の取り崩し)

当行は、中間配当を実施するほか、継続的な株主還元等や機動的な資本政策を可能とすることを目的として、別途積立金の取り崩しを行うことを決議いたしました。

なお、かかる別途積立金の取り崩しにつきましては、2022年12月27日開催予定の臨時株主総会において、議案が承認されることが条件となります。

1. 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金 2,072,260,000円

2. 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 2,072,260,000円

3. 別途積立金の額の減少の方法

減少する別途積立金の額の全額を繰越利益剰余金に振り替えることといたします。

2 【その他】

該当事項はありません。

## 3 【中間財務諸表】

## (1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当中間会計期間 (2022年9月30日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	4 46,639	4 57,113
金銭の信託	628	733
有価証券	1, 4, 6 122,275	1, 4, 6 109,171
貸出金	2, 3, 4, 5 336,877	2, 3, 4, 5 330,861
その他資産	4,795	4,727
その他の資産	4 4,795	4 4,727
有形固定資産	7,254	7,060
無形固定資産	541	567
前払年金費用	172	196
繰延税金資産	116	75
支払承諾見返	6 4,985	6 4,633
貸倒引当金	3,141	3,115
資産の部合計	521,145	512,025
<b>負債の部</b>		
預金	467,759	481,265
借入金	4 34,156	4 15,003
その他負債	896	883
未払法人税等	49	36
リース債務	45	41
資産除去債務	45	45
その他の負債	756	759
睡眠預金払戻損失引当金	21	20
偶発損失引当金	134	102
役員株式給付引当金	64	69
業績連動賞与引当金	1	0
再評価に係る繰延税金負債	191	191
支払承諾	6 4,985	6 4,633
負債の部合計	508,210	502,169
<b>純資産の部</b>		
資本金	7,886	7,886
資本剰余金	1,722	1,722
資本準備金	1,722	1,722
利益剰余金	6,658	6,865
利益準備金	833	843
その他利益剰余金	5,824	6,022
別途積立金	2,072	2,072
繰越利益剰余金	3,752	3,949
自己株式	84	77
株主資本合計	16,182	16,396
その他有価証券評価差額金	3,629	6,922
土地再評価差額金	381	381
評価・換算差額等合計	3,247	6,540
純資産の部合計	12,935	9,855
負債及び純資産の部合計	521,145	512,025

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
経常収益	3,033	3,128
資金運用収益	2,513	2,553
(うち貸出金利息)	1,955	2,153
(うち有価証券利息配当金)	531	364
役務取引等収益	434	491
その他経常収益	1 86	1 83
経常費用	2,664	2,845
資金調達費用	186	183
(うち預金利息)	184	181
役務取引等費用	354	361
その他業務費用	0	26
営業経費	2 2,105	2 2,099
その他経常費用	3 18	3 175
経常利益	368	283
特別利益		12
固定資産処分益		12
特別損失	0	0
固定資産処分損	0	0
税引前中間純利益	368	294
法人税、住民税及び事業税	92	4
法人税等調整額	1	36
法人税等合計	90	40
中間純利益	277	254

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本						利益剰余金 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	その他利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計		別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	7,886	1,722	1,722	813	2,072	3,585	6,470
当中間期変動額							
剰余金の配当						52	52
利益準備金の積立				10		10	
中間純利益						277	277
自己株式の取得							
自己株式の処分							
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)							
当中間期変動額合計				10		214	225
当中間期末残高	7,886	1,722	1,722	824	2,072	3,800	6,696

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	88	15,991	337	388	726	16,717
当中間期変動額						
剰余金の配当		52				52
利益準備金の積立						
中間純利益		277				277
自己株式の取得	0	0				0
自己株式の処分	4	4				4
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)			387		387	387
当中間期変動額合計	4	229	387		387	157
当中間期末残高	84	16,221	49	388	339	16,560

当中間会計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		
				別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	7,886	1,722	1,722	833	2,072	3,752	6,658
当中間期変動額							
剰余金の配当						47	47
利益準備金の積立				9		9	
中間純利益						254	254
自己株式の取得							
自己株式の処分							
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)							
当中間期変動額合計				9		197	206
当中間期末残高	7,886	1,722	1,722	843	2,072	3,949	6,865

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	84	16,182	3,629	381	3,247	12,935
当中間期変動額						
剰余金の配当		47				47
利益準備金の積立						
中間純利益		254				254
自己株式の取得	0	0				0
自己株式の処分	7	7				7
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)			3,293		3,293	3,293
当中間期変動額合計	6	213	3,293		3,293	3,079
当中間期末残高	77	16,396	6,922	381	6,540	9,855

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2(1)のうちその他有価証券と同じ方法により行っております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 : 6年~50年

その他 : 2年~50年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。



#### 4 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、原則として1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等の一部については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,858百万円(前事業年度末は1,862百万円)であります。

##### (2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定率法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

##### (3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。

##### (4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、責任共有制度による信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見積額を計上しております。

##### (5) 役員株式給付引当金

役員株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づく役員及び執行役員への当行株式の交付に備えるため、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

##### (6) 業績連動賞与引当金

業績連動賞与引当金は、役員及び執行役員への業績連動賞与の支払いに備えるため、役員及び執行役員に対する業績連動賞与の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

## 5 収益の計上基準

顧客との契約から生じる収益は、主に役務取引等収益であり、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスとの交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

## 6 その他中間財務諸表作成のための重要な事項

### (1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

### (2) 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

### (3) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

#### (受益証券に係る収益、費用の会計処理)

当行は受益証券に係る期中収益分配金（償還時の差損益含む）については有価証券利息配当金に計上し、受益証券の解約益はその他業務収益（国債等債券売却益）に、受益証券の解約損はその他業務費用（国債等債券売却損）に計上しております。

#### (会計方針の変更)

##### (時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

これにより、市場価格のない株式等として取得原価をもって中間貸借対照表価額としていた一部の投資信託について、時価をもって中間貸借対照表価額とすることに変更しております。

#### (追加情報)

##### (株式給付信託)

中間連結財務諸表 「注記事項（追加情報）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(中間貸借対照表関係)

1 関係会社の株式の総額

	前事業年度 (2022年3月31日)	当中間会計期間 (2022年9月30日)
株式	517百万円	517百万円

2 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表（貸借対照表）の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当中間会計期間 (2022年9月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3,584百万円	3,343百万円
危険債権額	3,659百万円	3,446百万円
三月以上延滞債権額	1百万円	24百万円
貸出条件緩和債権額	334百万円	319百万円
合計額	7,580百万円	7,133百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当中間会計期間 (2022年9月30日)
	1,698百万円	1,803百万円

4 担保に供している資産は次のとおりであります。

為替決済、日本銀行歳入代理店等の取引及び日本銀行借入金15,003百万円(前事業年度34,156百万円)の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当中間会計期間 (2022年9月30日)
預け金	9百万円	9百万円
有価証券	34,452百万円	15,180百万円
証書貸付	5,015百万円	4,979百万円
その他の資産	3,500百万円	3,500百万円
計	42,977百万円	23,668百万円

また、その他の資産には、敷金及び保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当中間会計期間 (2022年9月30日)
敷金	15百万円	19百万円
保証金	14百万円	14百万円

5 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当中間会計期間 (2022年9月30日)
融資未実行残高	75,392百万円	74,811百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	62,574百万円	60,282百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (2022年3月31日)	当中間会計期間 (2022年9月30日)
	2,470百万円	2,520百万円

(中間損益計算書関係)

1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
貸倒引当金戻入益	28百万円	百万円
償却債権取立益	5百万円	8百万円

2 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
有形固定資産	145百万円	139百万円
無形固定資産	106百万円	111百万円

3 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
貸倒引当金繰入額	百万円	150百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

(注) 上記に含まれない市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)

(単位:百万円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当中間会計期間 (2022年9月30日)
子会社株式	516	516
関連会社株式	1	1

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
経常収益	3,033	3,128
うち役務取引等収益	434	491
保険窓販業務	110	182
預金・貸出金業務	159	199
証券関連業務	81	34
為替業務	63	47
その他	18	28
うちその他経常収益	86	83
不動産賃貸業務	20	21
その他	65	61

(注) 上表には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益を含んでおります。

(重要な後発事象)

(第三者割当によるB種優先株式の発行)

当行は、2022年11月11日開催の取締役会において、第三者割当により当行B種優先株式を発行すること(以下「本件第三者割当」といいます。)について決議いたしました。

なお、本件第三者割当につきましては、2022年12月27日開催予定の臨時株主総会において、本件第三者割当に係る議案が承認されることが条件となります。

1. 第三者割当増資によるB種優先株式の概要

- (1) 募集株式の種類 株式会社島根銀行 B種優先株式
- (2) 募集株式の数 6,000,000株
- (3) 募集株式の払込金額 1株につき1,000円(総額金 6,000,000,000円)
- (4) 増加する資本金の額 1株につき500円(総額金 3,000,000,000円)
- (5) 増加する資本準備金の額 1株につき500円(総額金 3,000,000,000円)
- (6) 発行方法 第三者割当の方法により、当行お取引のお客さまを中心に割り当てる。
- (7) 申込期間 2022年11月12日から2022年12月27日
- (8) 払込期日 2022年12月28日

2. 資金の用途

B種優先株式の発行により調達した差引手取概算額5,947,750,000円については、払込期日以降に貸出金に充当する予定であります。これにより、地域の取引先に円滑に資金供給を行うという地域金融機関としての責務をより一層果たすことができると考えております。

( 資本金及び資本準備金の額の減少 )

当行は、中間配当を実施するほか、継続的な株主還元等や機動的な資本政策を可能とすることを目的として、B種優先株式の発行により増加する資本金及び資本準備金の額と同額の資本金及び資本準備金の額の減少を行うことを決議いたしました。

なお、かかる資本金及び資本準備金の額の減少につきましては、B種優先株式の発行の効力が生じること及び必要となる許認可等の効力発生が条件となります。

1. 減少する資本金の額

3,000,000,000円(但し、B種優先株式の発行により同時に増額する資本金の額がこれを下回る場合は、当該額)。なお、B種優先株式の発行と同時に、これにより増加する資本金の額を限度として行うものであるため、効力発生日後の資本金の額は同日前の資本金の額を下回ることはありません。

2. 減少する資本準備金の額

3,000,000,000円(但し、B種優先株式の発行により同時に増額する資本準備金の額がこれを下回る場合は、当該額)。なお、B種優先株式の発行と同時に、これにより増加する資本準備金の額を限度として行うものであるため、効力発生日後の資本準備金の額は同日前の資本準備金の額を下回ることはありません。

3. 資本金及び資本準備金の額の減少の方法

減少する資本金及び資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

4. 資本金及び資本準備金の額の減少の日程

取締役会決議日	2022年11月11日
債権者異議申述公告	2022年11月14日
債権者異議申述最終期日	2022年12月14日
効力発生日	2022年12月28日

( 資本準備金及び利益準備金の額の減少 )

当行は、中間配当を実施するほか、継続的な株主還元等や機動的な資本政策を可能とすることを目的として、資本準備金及び利益準備金の額の減少を行うことを決議いたしました。

なお、かかる資本準備金及び利益準備金の額の減少につきましては、2022年12月27日開催予定の臨時株主総会において、議案が承認されることが条件となります。

1. 減少する資本準備金の額

1,722,060,370円

2. 減少する利益準備金の額

843,041,153円

3. 資本準備金及び利益準備金の額の減少の方法

減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に、減少する利益準備金の額の全額を繰越利益剰余金に振り替えることといたします。

4. 資本準備金及び利益準備金の額の減少の日程

取締役会決議日	2022年11月11日
債権者異議申述公告	2022年11月14日
債権者異議申述最終期日	2022年12月14日
株主総会決議日	2022年12月27日
効力発生日	2022年12月27日

( 別途積立金の取り崩し )

当行は、中間配当を実施するほか、継続的な株主還元等や機動的な資本政策を可能とすることを目的として、別途積立金の取り崩しを行うことを決議いたしました。

なお、かかる別途積立金の取り崩しにつきましては、2022年12月27日開催予定の臨時株主総会において、議案が承認されることが条件となります。

1 . 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金 2,072,260,000円

2 . 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 2,072,260,000円

3 . 別途積立金の額の減少の方法

減少する別途積立金の額の全額を繰越利益剰余金に振り替えることといたします。

4 【その他】

中間配当

2022年11月11日開催の取締役会において、第173期の中間配当につき次のとおり決議いたしました。

なお、中間配当につきましては、2022年12月27日開催の臨時株主総会における全ての付議議案の承認及び効力の発生を前提としております。

( 普通株式 )

中間配当金額 42百万円

1株当たりの中間配当金 5円00銭

( A種優先株式 )

中間配当金額 5百万円

1株当たりの中間配当金 5円80銭



## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2022年11月22日

株式会社島根銀行  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 黒川 智哉

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小林 豊和

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 炭廣 慶行

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社島根銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2022年4月1日から2022年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社島根銀行及び連結子会社の2022年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(2022年4月1日から2022年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2022年11月11日開催の取締役会において、第三者割当によるB種優先株式の発行、資本金及び資本準備金の額の減少、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに別途積立金の取り崩しの決議を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1 上記の中間監査報告書の原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2022年11月22日

株式会社島根銀行  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 黒川 智哉

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小林 豊和

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 炭廣 慶行

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社島根銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの第173期事業年度の中間会計期間(2022年4月1日から2022年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社島根銀行の2022年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2022年4月1日から2022年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2022年11月11日開催の取締役会において、第三者割当によるB種優先株式の発行、資本金及び資本準備金の額の減少、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに別途積立金の取り崩しの決議を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1 上記の中間監査報告書の原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。